
第 19 回当別町農業委員会総会議事録

日 時 平成30年12月27日(木) 午後4時00分開会

開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

1 出席委員(16名)

1番	秋吉稔之
2番	山田裕一
3番	岸本辰彦
4番	青山眞士
5番	稲村勝俊
6番	菊田実
7番	佐々木章史
8番	石田秀人
9番	森本茂
10番	吉成賢二
11番	古熊健一
12番	狩野菊恵
13番	且見英和
14番	才田利幸
15番	泉和浩
16番	重原昌章

2 欠席委員(0名)

3 出席事務局職員

事務局長	高松悟志
事務局次長	高田訓之
農業委員会係長	櫻井裕介
主事	板木誠也

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」
日程第5	報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請の専決処分について」
日程第6	議案第1号「事務局職員の人事異動発令承認について」

- 日程第7 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」
- 日程第8 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」
- 日程第9 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」
- 日程第10 議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」
- 日程第11 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議通知の要請について」

議 事 次 第

< 開会宣告 >

議 長 只今の出席委員16名、定足数に達しておりますので、第19回当別町農業委員会総会を開会いたします。
議事日程でございますが、お手元に配布しております日程表により、議事に入ります。

< 日程第1 議事録署名委員の指名 >

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしの声がございましたので、5番稲村委員、6番菊田委員を指名いたします。

< 日程第2 会期の決定 >

議 長 日程第2 会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

< 日程第3 諸般の報告 >

議 長 日程第3 諸般の報告について、事務局より報告させます。

事務局次長 先月の総会終了以降の会務報告を申し上げます。12月6日(木)には、札幌市で平成30年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会が開催され、12名の代議員と事務局土井主幹と、板木主事が出席しております。

本日、12月27日(木)13時から「当別町農業関係団体との懇談」があり、農業委員として、重原会長、秋吉代理、農協の立場として且見委員、道の駅の直売の部会長として石田委員が出席しております。

以上でございます。

< 日程第4 報告第1号 >

議 長 日程第4 報告第1号「農地法第3条の3 第1項の規定による届け出について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました報告第1号「農地法第3条の3 第1項の規定による届け出について」ご説明申し上げます。

今回、届け出がありましたのは、番号1番の1件でございます。内容につきましては、農地法第3条の規定に基づく相続による所有権移転があったものでございます。

－議案書を朗読説明－

議 長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議 長 質疑なしと認め、報告第1号については、承認することに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、報告第1号は、承認することに決定をいたしました。

< 日程第5 報告第2号 >

議 長 日程第5 報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請の専決処分について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請の専決処分について」は、10月の総会において、許可することで決定しておりますが、その後北海道農業会議から許可相当との回答があり、平成30年12月19日付けで会長の専決処分ですべて許可したので報告いたします。

－議案書を朗読説明－

議 長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声
議長 質疑なしと認め、報告第2号については、承認することに決定をしてよろしいでしょうか。
各委員 異議なしの声
議長 異議なしと認め、報告第2号は、承認することに決定をいたしました。

< 日程第6 議案第1号 >

議長 日程第6 議案第1号「事務局職員の人事異動発令承認について」を議題といたします。
事務局より説明をさせます。
事務局次長 只今議題となりました議案第1号「事務局職員の人事異動発令承認について」であります。平成30年12月31日付け並びに平成31年1月1日付で事務局職員の職務替発令を行うため、承認をいただこうとするものであります。
－議案書を朗読説明－
議長 只今、事務局より説明がありましたが、櫻井係長においては、平成28年4月より2年8カ月、農業委員会の係長としてご尽力いただきましたが、12月31日付けで町職員を退職することとなりました。
後任の人事は、記載のとおりでございますので、議案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。
各委員 異議なしの声
議長 異議なしと認め、議案第1号は承認することに決定をいたしました。
休憩いたします。

< 日程第7 議案第2号 >

議長 再開いたします。日程第5 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。
事務局より説明をさせます。
事務局次長 只今議題となりました議案第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」ご説明申し上げます。今回、願い出がありましたのは、番号1番から3番の3件でございます。
内容につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えております。
－議案書を朗読説明－
議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。
各委員 質疑なしの声
議長 質疑なしと認め、議案第2号については、承認することに決定をしてよろしいでしょうか。
各委員 異議なしの声
議長 異議なしと認め、議案第2号については承認とすることに決定いたしました。

■ < 日程第 8 議案第 3 号 >

議 長 日程第 8 議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、番号 1 番から 3 番の 3 件でございます。番号 1 番から 3 番の 3 件ともに、当該地を借り受け農業経営をしようとするものであります。

今回の申請につきましては、お手元にあります議案第 3 号資料「農地法第 3 条調査書」のとおり、不許可の基準となる農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

－議案書を朗読説明－

議 長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議 長 質疑なしと認め、議案第 3 号については、許可することに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、議案第 3 号については、許可することに決定いたしました。

< 日程第 9 議案第 4 号 >

議 長 日程第 9 議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

今回申請のありましたのは、番号 1 番の 1 件でございます。番号 1 番は、農地に「農業用倉庫の建設」をするため、農地転用の許可を得ようとするものであります。許可の基準となる農地区分の判断であります。当該地は 10h a 以上の集団となっている農地のため、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地の転用は、原則不許可であります。農業用倉庫の建設は農地法施行令第 4 条「農地の転用の不許可の例外」の中の第 1 項第 2 号「農業用施設」に該当することから、転用の目的と農地の区分は問題ないものと考えております。

尚、北海道農業会議への意見聴取は、農業用施設等の場合、意見聴取の対象から除外できる案件のため転用委員長の判断により農地転用審査特別委員会の審議は省略しております。また農地法第 4 条調査書は、議案第 4 号資料としてお手元に配布させて頂いておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

－議案書を朗読説明－

議 長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声
議長 質疑なしと認め、議案第4号については、許可することに決定をしてよろしいでしょうか。
各委員 異議なしの声
議長 異議なしと認め、議案第4号については、許可することに決定いたしました。

< 日程第10 議案第5号 >

議長 日程第10 議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者などから当別町に対して、農用地利用集積計画作成の申出があり、当別町が作成した案について、当農業委員会の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権の移転に係るものが2件3筆56,557㎡で、賃貸借の利用権設定に係るものが4件8筆、79,125㎡でございます。

尚、これら6件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。

－議案書を朗読説明－

議長 休憩いたします。

議長 再開いたします。

説明が終わりましたので質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議長 質疑なしと認め、議案第5号については、決定してよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議長 異議なしと認め、議案第5号については、決定をいたしました。

< 日程第11 議案第6号 >

議長 日程第11 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議通知の要請について」を議題といたします。

事務局より説明させます。

事務局次長 只今議題となりました議案第6号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議通知の要請について」ご説明申し上げます。

今回、斡旋の申し出がありましたのは、番号1番から4番の4件でございます。これは、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る斡旋を受けたい旨の申し出があり、農地中間管理機構である北海道農業公社を含めた農用地の利用調整の結果、効率的かつ安定的な農業経営を営

む者に対する農用地の利用集積が必要であるとの判断から、北海道農業公社による買入協議の通知を行うよう、当別町長に対して要請をしてよろしいか、その可否について決定を求めるものでございます。

－議案書を朗読説明－

議 長
各委員
議 長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑なしの声

質疑なしと認め、議案第6号については、可とすることに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員
議 長

異議なしの声

異議なしと認め、議案第6号は、可とすることに決定いたしました。

< 閉会宣言 >

議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、第19回当別町農業委員会総会を閉会いたします。

< 閉会時刻 : 午後4時34分 >